

2026年1月20日

各 位

株式会社エムティーアイ
代表取締役社長 前多 俊宏
(東証プライム・コード 9438)
問い合わせ責任者
専務取締役 松本 博
TEL : 03-5333-6323

譲渡制限付株式報酬としての新株式発行および自己株式の消却に関するお知らせ

当社は2026年1月20日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬としての新株式発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うこと、および自己株式の消却を行うことについて決議しましたので、以下のとおりお知らせします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026年2月20日
(2) 発行する株式の種類および株式数	当社普通株式 52,400株
(3) 発行価額	1株につき 734 円
(4) 発行価額の総額	38,461,000円
(5) 割当予定先	当社の取締役 5名 (※) 27,500株 当社の執行役員 26名 24,900株 ※ 社外取締役を除きます。

2. 発行の目的および理由

当社は、取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）および執行役員（対象取締役と合わせて以下「対象役員」といいます。）に対して、対象役員の報酬と株式価値との連動性を明確にし、対象役員が株価の変動による利益・リスクを株主の皆さんと共有することを通じて中長期的な業績拡大と企業価値向上に貢献する意識を高めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入しています。

その上で本日、当社の取締役会において、対象役員31名（当社の取締役5名、執行役員26名）に対して、本制度の目的、各対象役員の職責範囲や貢献度等諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計38,461,000円を支給し、対象役員が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することによる譲渡制限付株式の割当てを行うために、当社の普通株式52,400株（以下「本割当株式」といいます。）を発行することについて決議しました。

<譲渡制限付株式割当契約の概要>

本新株発行に伴い、当社と対象役員との間で個別に譲渡制限付株式割当契約を締結しますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

対象役員は、①本割当株式の一部（以下「本割当株式A」という。）につき、2026年2月20日（払込期日）から2029年2月28日までの間（以下「譲渡制限期間A」という。）、②本割当株式Aを除く本割当株式の一部（以下「本割当株式B」という。）につき、2026年2月20日（払込期日）から2029年3月31日までの間（以下「譲渡制限期間B」という。）、③本割当株式Aおよび本割当

株式Bを除く本割当株式（以下「本割当株式C」という。）につき、2026年2月20日（払込期日）から2029年4月30日までの間（以下「譲渡制限期間C」という。）、④残りの本割当株式（以下「本割当株式D」という。）につき、2026年2月20日（払込期日）から2029年5月31日までの間（以下「譲渡制限期間D」といい、譲渡制限期間Aないし譲渡制限期間Dを総称して、または個別に以下「譲渡制限期間」という。）、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

（2）譲渡制限の解除条件

- ①対象役員が、譲渡制限期間Aにわたり、継続して当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間Aの満了日において、本割当株式Aの全部につき譲渡制限を解除する。
- ②対象役員が、譲渡制限期間Bにわたり、継続して当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間Bの満了日において、本割当株式Bの全部につき譲渡制限を解除する。
- ③対象役員が、譲渡制限期間Cにわたり、継続して当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間Cの満了日において、本割当株式Cの全部につき譲渡制限を解除する。
- ④対象役員が、譲渡制限期間Dにわたり、継続して当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを条件として、譲渡制限期間Dの満了日において、本割当株式Dの全部につき譲渡制限を解除する。

ただし、対象役員が、譲渡制限期間に任期満了、死亡その他当社の取締役会が正当と認める理由により当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれの地位も喪失した場合、当該喪失の直後の時点をもって、①対象取締役について当該時点において譲渡制限が解除されていない本割当株式全てにつき、②執行役員について払込期日を含む月の翌月から当該喪失の日を含む月までの月数を本割当株式Aについて36、本割当株式Bについて37、本割当株式Cについて38、本割当株式Dについて39でそれぞれ除した数に、当該時点において譲渡制限が解除されていない各本割当株式AないしDの株式数をそれぞれ乗じた数（ただし、計算の結果、1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てる。）の本割当株式AないしD（ただし、死亡による喪失の場合は本割当株式の保有する株式全て）につき、それぞれ譲渡制限を解除する。

（3）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間Dが満了した時点、または、譲渡制限期間中に対象役員が当社の取締役または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員のいずれの地位も喪失した直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

（4）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象役員が大和証券株式会社に開設した譲渡制限付株式の専用口座において管理される。

（5）組織再編等における取扱い

譲渡制限期間D中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、本割当株式の全てにつき、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社が無償取得する。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行は、本制度に基づき割当予定先に支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものであり、その払込金額は、恣意性を排除した価額とするため、2026年1月19日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である734円としています。これは取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであり、対象役員にとって特に有利な価額には該当しないと考えています。

4. 自己株式の消却

会社法第178条の規定に基づき、以下のとおり、本新株発行により発行する当社普通株式の数と同数の株式を、本新株式発行の払込期日と同日に消却します。

(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の数	52,400株 消却前の発行株式総数に対する割合0.09%
(3) 消却予定日	2026年2月20日

以 上

【お問い合わせ先】

株式会社エムティーアイ
IR室 e-mail: ir@mti.co.jp
URL: <https://ir.mti.co.jp>